

第 32 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 8 年 4 月 2 日
2、招集場所	中公民館 3階 大ホール
3、開会	午前 9 時 15 分
4、会議に付された件名	
議第 97 号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第 98 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 99 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 100 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第 35 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 大久保嘉博 事務局次長 和田 純 書 記 今 井 俊 介
6、会議録署名者	12 番 瀬瀬 正彦 委員、13 番 中川 洋二 委員
7、欠席委員	14 番 奥村 俊雄 委員
会 長	<p>ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 32 回御嵩町農業委員会を開会します。（本日、14 番 奥村 俊雄 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。）</p> <p>会議録 署名者に、12 番 瀬瀬 正彦 委員、13 番 中川 洋二 委員を指名します。</p> <p>それでは議題 97 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。議第 97 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、別表のとおり農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>3 ページをご覧ください。</p> <p>（議案書 3 ページ朗読）</p> <p>別添資料は 1 ページから 12 ページをご覧ください。以上です。</p>
会 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 13 番 中川 洋二 委員 説明願います。</p>

<p>13 番 中川洋二 委員</p>	<p>おはようございます。13 番 中川です 1 号事案について説明します。</p> <p>事務局より説明のありました事項につきましては省略します。資料 1～12 ページ及び追加資料をご覧ください。</p> <p>申請地は古屋敷公民館より北に 150m 程のところでは、土地に係る農地法 5 条の規定による転用許可を平成 28 年 9 月 30 日付け岐阜県指令可 農林第 85 号ー 2 をもって許可されましたが、当初計画者は自身が代表取締役を務める不動産業の法人として新事務所建設を目的としておりましたが、宅建建物取引士として雇用予定の方（実の娘）が資格を取得できず、当面の有資格者を募集したものの折り合いがつかず現在に至ります。</p> <p>造成については、知人業者にて埋め立てのみ行っております。その後、コロナ等の影響による事業の資金繰り大幅な悪化、当初計画者の 78 歳という年齢を考え申請地の処分を検討せざる負えなくなったもの。</p> <p>承継者は隣接の宅地を一体利用地として個人住宅を建設、申請地をガレージ及び駐車場として利用するものとして申請に至ったものとなります。</p> <p>申請書類は事業計画変更承認申請書・変更理由書・登記簿全部事項証明書・位置図・案内図・一体利用地利用計画図・土地利用計画図・生命保険残高証明書・委任状を確認しました。</p> <p>3 月 24 日に小関行政書士・古屋敷水利組合長、立ち合いにて事前の現地確認、3 月 26 日現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから 1 号事案については問題ないと思います、皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地から概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから、第 3 種農地に位置付けられません。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議題 98 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>4 ページをご覧ください。議第 98 号 農地法第 4 条第 1 項の規定</p>

	<p>による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第4条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(議案書5ページ朗読)</p> <p>別添資料は13ページから24ページをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について6番 山本 恵美雄 委員 説明願います。</p> <p>6番 山本です。1号事案について説明します。事務局より朗読のありました事項については省略します。</p> <p>申請地の場所は、上之郷地区県道井尻八百津線交差点を西へ200mくらい入り林道を50m行った所です。</p> <p>転用目的は、一般個人住宅です。理由の詳細は、昭和28年頃亡き祖父が生前農地転用の手続きを行わないまま自宅を建設していたことが判明。祖父の死去により当時の詳細は不明な点もありますが、制度理解不足によるものであり、故意の違反ではなかったと考えております。</p> <p>相続により譲受人が当該土地及び建物を継承したため、現状を適法な状態に是正する必要があると判断し、4条転用許可を申請するものです。</p> <p>事業の利用期間は、許可日から永年。資金調達は、現状のまま利用する為、建築費等は発生しません。顛末書が添付されております。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要について。生活用水は合併浄化槽を設置し、処理水は西側水道へ放流。放流先は農業用排水路で、北側河川に接続しており、農業への影響はありません。雨水は西側水路へ排水します。</p> <p>申請地西側は一体敷地で水路に接しております。北側は土地改良道路及び通路となっております。東側は土地改良道路・通路、西側南側は所有農地となっております。</p> <p>土砂流出を防ぐため、内側南側にコンクリートブロックによる乱積みを施行する予定でございます。</p> <p>書類については、顛末書・委任状・誓約書・改良組合同意書を確認しました。</p> <p>事前説明は3月21日に行いました。3月26日現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから私は本申請内容について問題はないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
会長	
6番山本恵美雄委員	
会長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第</p>

<p>会 長</p> <p>6 番山本恵美雄委員</p>	<p>3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p> <p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について引き続き6番 山本 恵美雄 委員 説明願います。</p> <p>6番 山本です。2号事案についてですが、1号事案と場所等が同様でございますので、省略をさせていただきます。転用の目的は植林でございます。</p> <p>植林の内訳は、ヒノキ約80本・スギ80本でございます。</p> <p>事業の利用期間は許可日から永年。資金調達計画は現状利用の為発生しません。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要について。</p> <p>雨水は自然浸透。雑排水は住宅でない為発生しません。</p> <p>周辺はほとんどが山林に覆われており、土砂流出の恐れはありません。</p> <p>書類については、顛末書・代替地の検討資料・委任状・誓約書を確認しました。</p> <p>事前説明は3月17日、現地確認を3月26日に行いました。</p> <p>以上のことから私は本申請内容について問題はないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、1号事案と同様の理由で、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議題99号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>6ページをご覧ください。議題99号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので、委員会</p>

<p>会 長</p> <p>2番田中幹三郎委員</p>	<p>の意見を求めるものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(議案書7ページ朗読)</p> <p>別添資料は25ページから83ページをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1号事案について2番 田中 幹三郎 委員説明願います。</p> <p>2番 田中です。1号事案について説明します。なお、事務局より朗読のありました事項については省略します。別添資料の25ページから28ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、バロー御嵩店の西、約100mのところですか。</p> <p>貸し人と借り人のお二人の関係について説明します。貸し人からみて、借り人は、孫の夫にあたります。</p> <p>田んぼの一部を分筆し、住宅建設用地として転用したいという申請です。分筆した残りの農地は今までと同様に耕作を続けていくとのことですか。</p> <p>権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細について説明します。</p> <p>行政書士より「農地転用に至る理由書」と題する文書の提出があり、そちらに詳しく記述されております。すべて読むと長くなりますので、要約しますと「申請地より150mほどの距離に借り人の妻の実家があることから、双方とも何かあってもすぐに駆けつけることができ、心強い環境となるため、祖父の所有地である本申請地を借りて、住居を構えたい。」というものです。</p> <p>資金は全額借り入れです。岐阜信用金庫 北江南支店による正式申込み手続きを促す案内文書が添付されております。借り入れ金額は5千万円、借入期間は40年です。</p> <p>なお、本申請地について設定しようとする権利の種類は、賃貸借料の発生しない使用貸借権です。権利の存続期間は許可日より30年間です。</p> <p>申請に当たって必要とされる各種書類についてはすべて確認しました。</p> <p>続いて、転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要について説明します。</p> <p>申請地の西側は水路及び道路(町道)・北側東側南側は田です。西側は道路から住宅への出入り口となり、自動車も出入りします。そのため、現状の水路は自由勾配側溝という資材に置換えて、自動車の出入りも可能にしながら、水路底面の勾配は現状と同じように仕上げるように施工します。13mほどの長さとなりますので、中間付近にグレーチングの蓋を2枚設け、点検及び清掃ができるようにします。</p> <p>また、申請地の北側東側南側には土砂の流出を防ぐため、コンクリートブロックを設置します。コンクリートブロックは5段の予定ですか。</p>
-----------------------------	--

	<p>雨水は敷地内各所に設けた雨水枡を通じて、分筆した残りの農地のあぜ際に埋設する雨水排水管をつうじて東側悪水路に排水する計画です。この点について、地元水利組合の同意を得ております。汚水及び生活雑排水は申請地西側道路に埋設されている公共下水道に接続し排水します。西側道路敷及び水路敷、東側悪水路の雨水排水管設置部分については御嵩町建設課に対し占有許可申請中とのことです。</p> <p>以上のことから本事案の事業が周辺農地または周辺営農に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。</p> <p>現地確認を3月26日に実施しました。その際に雨水排水管の設置位置について、委員の皆様よりご指摘がありましたので代理人行政書士事務所の職員に指摘しました。その他、事務局からの指摘事項等についての対応状況がきちんと確認できておりましたら、私は本事案の申請内容について問題はないと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。 次に2号および3号事案について 事務局 説明願います。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>事案2号の庁舎、庁舎駐車場、児童館と事案3号のこども園事業用地の造成については事業完了時期が異なっているため、転用許可申請は分かれています。なお、先ほど朗読させていただきました事項については省略します。</p> <p>権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細は以下のとおりです。</p> <p>平成24年度に、現庁舎の耐震診断を行ったところ、南海トラフ巨大地震の想定震度である震度6弱の地震が発生した場合、倒壊又は崩壊する危険性が高い建物であるという診断結果となり、地震への対応が喫緊の課題となっている。</p> <p>こうした中、平成28年4月に熊本地方を中心とした2度にわたる「震度7」の大地震が発生、この地震では耐震基準を満たすための大規模改修を終えた庁舎も大きな被害を受けた。これらの被害の実態が大きく後押しし、耐震改修を行わず「庁舎建替え」の方針が示された。</p> <p>一方、昭和46年度に建設された、現中保育園、昭和44年度に建</p>

設された現中児童館についても耐震の基準を満たしておらず庁舎建設にあわせて建設を必要としている。本計画では、新たに建設を計画している新庁舎の周辺にこども園及び児童館を併設するほか、災害対策拠点機能を充実させる防災広場の整備を予定しているが、これらの整備にあたり広い場所が必要となる。

なお、庁舎等は災害時の緊急対応、復旧・復興の活動拠点となることから、一層の防災機能の強化と早急な整備が必要とされている。このような背景のもと、事業の重要性についてすべての譲渡人に対し丁寧に説明を行い、事業への理解及び協力が得られたことから本申請を進めるものである。とのことです。

事業の操業期間または施設の利用期間は許可日から永年です。

権利を設定し又は移転しようとする契約内容として、権利の種類は所有権で目的は移転、移転の時期は許可あり次第、権利の存続期間は永年です。

資金調達についての計画は、基金、地方債、国庫補助金、及び一般財源です。

次に、転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要について説明します。

本申請地は、国道 21 号バイパスの高さまで嵩上げし、北側は可児川堤防、西側及び東側は町道と接するが、周囲を土留め壁及び土羽等を整備することにより土砂の流出を防除します。

また、事業実施に当たっては地元水利組合（木下(きのした)井堰(いせき)水利組合)の同意書をいただいております。申請地内の雨水及び排水については敷地内に整備する調整池で一度溜め可児川へ直接放流を行うことから、周辺農地への影響はないと考えておりますが、万が一周辺農地へ被害をおよぼした場合には、転用事業者の責任で解決します。

なお、汚水（生活排水）については御嵩町公共下水道へ接続し、適切に処理します。とのことです。

その他参考なるべき事項として、本事業は農地法第 5 条第 1 項の規定による本許可申請とは別に、都市計画法第 29 条第 1 項の規定に基づく開発許可申請が必要であり、並行して手続きを進めている。とのことです。

書類については、許可申請書・土地の登記事項証明書・公図の写し・位置図・申請地付近状況図・配置図・平面図・横断図・用水関連資料・調整池関連資料・排水路関連資料・擁壁関連資料・建物平面図・誓約書・水利組合同意書・土地登記簿上の所有者住所と現住所が異なる場合の添付資料・相続関係説明図及び相続を証する書面・代替地検討・その他参考資料・こども園事業用地を貸す相手方の分かる書類・実施に必要な資力があることを証明する書類として、令和 7 年度中に議決による原案承認された町予算資料を確認しました。

1 月 9 日に農業委員会全員で現地確認を実施し、その指摘事項を 1 月 15 日に御嵩町長へ通知しました。

1 月 27 日と 2 月 3 日に総務会を開催して、町から回答を受けました。

	<p>2月3日の総会で、一部条件付きで事前協議を終了することを決定し、2月6日にその旨を通知するとともに、確認事項を御嵩町長に通知しました。</p> <p>2月27日に町から確認事項に対する回答を受領し、3月3日の総会で内容を確認しました。</p> <p>なお、事前協議の中で、御嵩町から「後日提出します」という回答があった、「水利組合と協議したことが確認できる資料」「農業者等と協議したことが確認できる資料」については、「新庁舎等整備事業（事前協議）に係る追加資料」として添付させていただいております。</p> <p>農業委員会としては、事前協議において、必要な確認、指摘を実施していることから、本申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。2号事案および3号事案について、質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、御嵩駅から300m以内または500m以内の農地であるため、第3種農地または第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。2号事案および3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、2号事案および3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に4号事案について13番 中川 洋二 委員 説明願います。</p>
<p>13番 中川洋二 委員</p>	<p>13番 中川です、4号事案について説明します。事務局より説明のありました事項については省略します。資料70～83ページ及び追加資料をご覧ください。</p> <p>申請地は古屋敷公民館より北に150mほどのところですが、権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細としては、譲受人は個人住宅及びガレージ駐車場利用可能な土地を探していた。日常利用2台・趣味として保有する車両が5台あり、現在は義理の両親の私有地にて保管をしているものの車両移動を打診されていること。さらには実家で保管している車両についても実家の建替え工事を検討していることから今後の保管スペースの確保が困難となると説明を受けていることなどから東側隣接の一体利用地の宅地に個人住宅を建設し、申請地にガレージ建設及び駐車場に利用予定。</p> <p>譲渡人は建設予定の不動産有資格者の確保や高齢化により申請地の維持管理が困難となり継続的に管理してくれる方を探していた、譲渡を希望されたため応じることにしたものといたします。</p> <p>権利の期間は永年、資金調達は土地取得費・土地造成費・個人住宅・ガレージの建設費は5,156万円のうち5,000万円を借り入れ、残りの156万円を自己資金で行います。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の</p>

	<p>概要は、北側及び西側は町道及び県道・東側は用悪水路・南側は宅地。</p> <p>雨水については西側の2か所に浸透枡を設置し自然浸透にて処理し、汚水は発生しません。東側の一部に土留め板を設置し土砂の流出を防ぎ、中央部を横断する水路については水路補修後、蓋を設置し2か所にグレーチングを配置、のり面部分は碎石の転圧での仕上げを施し、西側直線部分は先ほどと同様に蓋を設置し先の折れ点は管理用枡を設置し掃除ができるようにする、万が一周辺に被害を及ぼした場合は自己責任で解決することのこと。</p> <p>申請書類については許可申請書・理由書・登記簿全部事項証明書・位置図・土地利用計画図・住宅ローン事前審査結果・年金保険残高証明書・委任状・誓約書・水利組合との誓約書を確認しました。</p> <p>3月24日に行法書士・古屋敷水利組合長立ち合いにて事前の現地確認、3月26日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから4号事案については問題ないと思います、皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、4号事案は適当と認め進達します。 次に議第100号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>9ページをご覧ください。議第100号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。10ページをご覧ください。</p> <p>(議案書10ページ朗読)</p> <p>別添資料は84ページから90ページをご覧ください。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p>

<p>12 番 瀬瀬正彦 委員</p>	<p>1号事案について、説明委員である 奥村 俊雄 委員が本日欠席の為、同地区の委員である 12 番 瀬瀬 正彦 委員にて説明願います。</p> <p>12 番 瀬瀬です。1号事案の説明をします。事務局から説明があったことについては、省略します。資料の3-1をご覧ください。申請地の場所は、上之郷保育園から南へ300mです。</p> <p>所有権移転及び引き渡しの時期は、許可が有り次第。契約期間は永年です。売買による所有権の移転です。</p> <p>譲渡人は仕事が多忙で農地として維持できません。譲受人は現在可児市二野地内のビニールハウスで熱帯植物を栽培していますが、更にビニールハウスを設置する場所を探していたところ、中切で農地として維持できない場所があるという話を聞き今回の申請に至りました。</p> <p>権利取得後の面積は水稲 2,236 m²、露地野菜 9,871 m²です。トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台を所有しています。</p> <p>臨時雇用労働者として、11名で、申請地では5名の予定です。申請地までの移動距離は、車で15分です。</p> <p>申請地は現在休耕地で、雑草・雑木が生えた状態で、周囲に多大な迷惑を掛けている状態ですが、売買後大至急草刈りなど行い、土壌整備後に農地として利用するため、周辺の農地又は牧草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。</p> <p>許可申請書・土地の登記記録全部事項証明書・土地台帳附属地図・計画図・譲受人耕作証明・所有農地一覧・譲受人住民票・誓約書・委任状・現地現況写真を確認しました。</p> <p>移転によって生ずる付近の土地の概要については、3月14日に事前説明、2月23日に推進委員さんと共に現地確認を行いました。更に2月25日に譲受人本人に聞き取り、3月22日には譲受人による自治会説明を行いました。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて、日比野 勝伸 推進委員に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>日比野勝伸推進委員</p>	<p>上之郷地区の日比野です。3条申請について報告いたします。</p> <p>現地は2月23日に地区担当の奥村委員と一緒に行政書士さん立ち合いで確認してきました。</p> <p>現地はここ数年全く耕作されておりませんので、耕作放棄地の状態です。また2月25日に役場にて譲受人とのヒアリングを奥村委員・事務局と一緒に行いました。追加資料を見ていただきましたら分かりますように、譲受人は可児市内のビニールハウスで熱帯植物を栽培・販売をしているという実績があります。売買成立後には、至急草刈りをして土壌整備後に農業として利用されるということです。</p> <p>先日譲受人は、地元の集会に参加をされまして、詳細を報告され、皆さんに了解をいただいているということです。</p>

<p>会 長</p>	<p>以上で何も問題ないと思います、皆さんの審議をよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願ひます。 挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。 次に報第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願ひます。</p>
<p>事務局</p>	<p>11ページをご覧ください。報第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。 別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。12ページをご覧ください。</p> <p>(議案書12ページを朗読)</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明はありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

12 番

13 番

